

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日の翌日
が休息日)

告

示

目次

◇告 示 健康保険法による医療機関の指定
健康保険法による保険医の登録
港湾隣接地域の指定

名称	所在地	診療科
三好内科	米子市道笑町	内科、小児科
森脇耳鼻咽喉科	倉吉市越殿町	耳鼻咽喉科、気管食道科
大山口診療所	西伯郡大山町	外科、内科
稲田医院	西伯郡西伯町	内科、小児科、放射線科、婦人科

鳥取県告示第百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十日

氏名 住 所 登録の記号番号 登録年月日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
三好三七夫	昭和四十年三月三十日	乙表点数表
森脇 良省	"	"
佐古堅太郎	" 四月 五日	"
稲田 憲治	" 一 日	"

瀧川 淳子 境港市日出町九六 鳥医一、一二一 昭和四十年四月五日

鳥取県告示第百八十九号

田後港、鳥取港、赤碓港及び米子港に係る港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域を次のとおり指定する。

昭和四十年四月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 田後港

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 岩美郡岩美町田後字下屋敷五二番地先 第一防波堤基部

二 基点 一から二四四度四分 二〇、〇メートルの点(田後字下屋敷 五二地先無番地)

三 二から一五三度一分 二八、〇 四九五地先無番地)

四 三から二一四度一分 一九、〇 字東屋敷 七〇番地)

五 四から二三〇度一分 一九、五 六八ノ一番地)

六 五から一四八度三分 二五、〇 六九ノ二番地)

七 六から一五五度一分 四四、五 六九ノ一番地)

八 七から 八八度一分 五一、五 六九ノ一番地)

九 八から 二一度五分 九、五 六九ノ一番地)

一〇 九から 七六度一分 七八、五 字向山北側六四ノ一地先無番地)

一一 一〇から 八九度一分 二四、〇 字才谷西側三九ノ一地先無番地)

一二 一一から一七七度三分 八五、〇 三四ノ二番地)

一三 一二から 九四度三分 七九、〇 東側 四ノ一番地)

一四 一三から 一三度三分 一八、〇 一ノ一地先無番地)

一五 一四から二八五度三分 二〇、〇

二 鳥取港

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 鳥取市賀露町西浜一、七五七の四五四地先 西防波堤基部の点

二 基点 一から一八〇度一分 三五、〇メートルの点(賀露町西浜一、七五七ノ三〇〇地先無番地)

三 二から二四五度三分 四五、〇 無番地)

四 三から二五七度三分 八〇、〇

(一) 西浜地区

〃 五 〃 四から 〇度 〇分 四一、〇〃 (〃)

(二) 浜坂地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点 一 鳥取市浜坂東浜一、三八九の一地先 東側導流堤基部より七八度〇分二八、〇メートルの点
- 〃 二 基点 一から一八〇度〇〇分 五〇、〇メートルの点 (浜坂字東浜無番地)
- 〃 三 〃 二から二六三度三〇分七五〇、〇〃 (〃)
- 〃 四 〃 三から三二五度〇〇分 五六、〇〃 (〃)

(三) 本港内地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点 一 鳥取市賀露町西浜一、七五七の四五三地先 西防と災害護岸法線の交点
- 〃 二 基点 一から一八〇度〇〇分 二〇、〇メートルの点 (西浜一、七五七ノ四五四地先無番地)
- 〃 三 〃 二から 九一度〇〇分一六五、〇〃 (灘端一、五三八ノ三二地先無番地)
- 〃 四 〃 三から 五〇度〇〇分 七〇、〇〃 (〃 一、五三八ノ一八番地)
- 〃 五 〃 四から一二七度四〇分 四〇、五〃 (〃 一、五〇一番地)
- 〃 六 〃 五から一二二度四五分二六四、五〃 (湊ノ一一、一八九ノ九九番地)
- 〃 七 〃 六から一二一度四分二四二、五〃 (切土一、一五八ノ三地先無番地)
- 〃 八 〃 七から一二九度二〇分一四四、〇〃 (〃 一、一三二ノ一番地)
- 〃 九 〃 八から一四一度三〇分一三六、五〃 (下小路一、〇九九地先無番地)
- 〃 一〇 〃 九から 八〇度五〇分 二五、五〃 (〃)

三 赤碕港

(四) 赤碕地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点 一 東伯郡赤碕町大字別所字三谷尻一ノ二番地先 国道橋脚基部
- 〃 二 基点 一から二八〇度三〇分 二八、〇メートルの点 (別所字三谷尻無番地先)

〃	三	二から二九一度二分	七四、〇	(〃 字鐘洗一五五ノ二番地)
〃	四	三から二七六度〇〇分	八四、〇	(〃 字女史岩海道端無番地(官)
〃	五	四から二八五度一〇分	八八、〇	(〃 字女史岩峰無番地)
〃	六	五から三一二度三分	四五、〇	(〃)
〃	七	六から二九〇度〇〇分	一六三、〇	(〃 字太鼓免海道下四九〇番地)
〃	八	七から二六一度三分	五二、〇	(〃 四九三ノ一番地)
〃	九	八から二八〇度〇〇分	九五、〇	(〃 字笠取坂屋敷五〇一ノ一番地)
〃	一〇	九から二五六度五分一二五、〇	〃	(赤碕字東松ヶ谷一〇地先無番地)
〃	一一	一〇から二八一度〇〇分	六三、〇	(〃 三一ノ一地先無番地)
〃	一二	一一から二九九度〇〇分	一一、〇	(〃)
〃	一三	一二から 四度三分	一四、〇	(〃 六一ノ四地先無番地)
〃	一四	一三から三二五度一五分	八一、〇	(〃 一、七三五ノ五番地)
〃	一五	一四から三五五度一〇分	五四、〇	(〃 一、七二一ノ二番地)
〃	一六	一五から二 度三分一二二、〇	〃	(〃 一、六九〇ノ二地先無番地)
〃	一七	一六から三五二度〇〇分	三八、〇	(〃 一、六九一ノ二番地)
〃	一八	一七から二六四度四〇分	一六、〇	(〃 二、〇二九番地(官)
〃	一九	一八から三一三度四五分	七五、〇	(〃 字東三軒屋一、六七五番地)
〃	二〇	一九から三〇二度一五分一〇三、五	〃	(〃 一、六四八番地)
〃	二一	二〇から二九七度一五分一二九、〇	〃	(〃 字西三軒屋一、六〇八番地)
〃	二二	二一から二六一度四五分	四八、五	(〃 字塩屋一、五九八番地)
〃	二三	二二から二九四度三分	六七、五	(〃 一、五七七番地)
〃	二四	二三から二五八度三分	六八、五	(〃 一、五六〇番地)
〃	二五	二四から二七七度〇〇分	四二、〇	(〃 字東條一、五四七ノ六番地)
〃	二六	二五から二九五度三分	八九、〇	(〃 一、五四七番地)
〃	二七	二六から三一二度一五分一七六、〇	〃	(〃 字中條北側一、四二七番地(官)

八橋地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 東伯郡東伯町大字八橋茅町四八七番地先 茅町川橋梁基部

二	基点	一から二六九度二〇分	三〇、〇メートルの点(八橋茅町四九二番地)
三	"	二から三四三度〇〇分	四二、〇〇〇
四	"	三から二八六度一五分	五六、〇〇〇
五	"	四から二六七度一五分	七七、〇〇〇
六	"	五から二四二度〇〇分	二五、〇〇〇
七	"	六から一八二度二〇分	四八、〇〇〇
八	"	七から二七三度三〇分	八四、〇〇〇
九	"	八から三五七度五〇分	五七、〇〇〇
一〇	"	九から二七八度三〇分	一八七、〇〇〇
一一	"	一〇から二二〇度二〇分	四六、〇〇〇
一二	"	一一から一八七度〇〇分	三一、〇〇〇

二八	"	二七から二七五度三〇分	九〇、〇〇〇
二九	"	二八から二六一度四五分	一八一、五〇〇
三〇	"	二九から二七六度四〇分	七二、〇〇〇
三一	"	三〇から二九六度四〇分	六二、五〇〇
三二	"	三一から三二四度四五分	五四、〇〇〇
三三	"	三二から三五七度二〇分	九三、〇〇〇
三四	"	三三から三〇二度二〇分	三九、五〇〇
三五	"	三四から二九四度〇〇分	一九三、〇〇〇
三六	"	三五から三〇一度三〇分	一四六、〇〇〇
三七	"	三六から二六度三〇分	二〇、〇〇〇

(一、三九七番地)

(字西中條一、三三六番地)

(一、三〇四番地)

(字西条屋敷一、二八一番地)

(字針屋敷一、二二六番地)

(一、二四六ノ一番地)

(一、一二四ノ一番地)

(一、一二四地先無番地)

(一、四二二番地)

(字東町北側一、四三八番地)

(五〇三番地)

(字仲町北側一、四七五番地)

(字西町北側一、五一二ノ一番地)

(一、五四一番地)

四 米子港

(一) 安部地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 米子市安部字船入沖四三三番護岸終点二五度四五分三〇、〇メートルの点

- 二 基点 一から一三一度一〇分一一六、〇メートルの点(安部字俎板西三四一番地)
- 三 二から 九四度四〇分一〇四、〇 (三二七ノ一番地)
- 四 三から 六一度二〇分一四五、〇 (字清水尻灘二二八番地)
- 五 四から 六六度三〇分 九一、〇 (二二〇番地)
- 六 五から 一一六度一五分 一七、〇

(二) 旗ヶ崎地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 米子市旗ヶ崎字安部界灘三二五ノ一護岸終点

- 二 基点 一から一三〇度五〇分 四八、〇メートルの点(旗ヶ崎字安部界灘三一九番地)
- 三 二から 一一七度〇〇分 一五七、〇 (字呉服屋流し灘二八五ノ一番地)
- 四 三から 一九七度〇〇分 二六、〇 (二八二番地)
- 五 四から 一〇七度〇〇分 三八、〇
- 六 五から 六〇度三〇分 四三、〇 (二七八ノ一番地)
- 七 六から 九七度四五分 一四九、〇 (字呉服屋灘二五七ノ三番地)
- 八 七から 一六二度三〇分 一〇一、〇 (字四軒屋灘一六〇ノ一番地)

(三) 灘町地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点 一 米子市旗ヶ崎六一番坂口新田一、二二三ノ一護岸の北角より八、〇メートル南の点
- 二 基点 一から一二度二〇分 五〇、〇メートルの点(灘町一四八番地)
- 三 二から一二度三〇分 四九、〇
- 四 三から 九三度三〇分 九七、〇
- 五 四から一〇一度〇〇分一五七、〇
- 六 五から一六一度三〇分 一六、〇
- 七 六から一三四度四五分 五八、〇
- 八 七から一七〇度一五分 六四、〇
- 九 八から 八九度〇〇分 三五、〇
- 一〇 九から一六一度〇〇分 七、五

(四) 内町地区、西町地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

- 基点 一 米子市内町五の一六九番地先灘橋基部の点
- 二 基点 一から一六五度一五分 三七、〇メートルの点(内町一七二ノ九番地)
- 三 二から二一一度四五分 二四、〇

田 久米町北地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 米子市西町四二番地内護岸及び橋梁の交点

- 二 基点 一から一八二度一五分 三〇、〇メートルの点 (久米町 八九番地)
- 三 二から二五三度一五分 三一、〇
- 四 三から一七五度一五分 四七、〇
- 五 四から二〇〇度一五分 七四、〇
- 六 五から二一二度〇〇分 九二、〇
- 七 六から二一八度〇〇分一二八、〇
- 八 七から三〇八度三〇分 三〇、〇

内 祇園町南地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 米子市祇園町二丁目二六〇の一番地先祇園町二丁目終点

- 二 基点 一から 九二度二〇分 三〇、〇メートルの点 (祇園町二六二番地)
- 三 二から一六八度〇〇分 六五、〇
- 四 三から一七九度二〇分一五九、〇
- 五 四から一八九度三〇分一七八、〇

(出) 陰田地区

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点 一 米子市陰田六一五番地の一陰田町境界線

六	五から一〇〇度三〇分	四三、〇	(
七	六から一三九度五〇分	三九、〇	(二七ノ五九番地)
八	七から一八五度〇〇分	五二、〇	(四九番地)
九	八から二一三度二〇分	一五三、〇	(四一番地)
一〇	九から二六七度四五分	五七、〇	(三五番地)
一一	一〇から三五二度一五分	三〇、〇	(三三ノ一番地)
二	基点 一から一七二度一五分	二七、〇	(メートルの点(陰田町 三五番地)
三	二から二四六度〇〇分	七四、〇	(六一二ノ一番地)
四	三から二一四度〇〇分	九五、〇	()
五	四から二〇三度五〇分	九七、〇	(六二四ノ一番地)
六	五から二二四度四〇分	三八、〇	(六四六ノ二番地)
七	六から二九九度三五分	三一、〇	(六四六ノ一地先無番地)